

令和 7 年 2 月 26 日

指定児童発達支援事業者
指定放課後等デイサービス事業者
居宅訪問型児童発達支援事業者 } 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が求められております。

については、令和 7 年 4 月 1 日以降に公表及び川崎市への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されますので、次のとおり届出をしていただきますようお願いいたします。

1 届出対象事業所

令和 7 年 3 月 1 日以前に川崎市が指定した以下の事業所

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援

※ 令和 7 年 4 月 1 日以降に指定を受ける事業所は、原則新規指定時に指定申請書類と併せて御提出ください。

2 提出書類

① 支援プログラムの公表状況に関する届出書

② 支援プログラム[注 1]

[注 1]: 「① 支援プログラムの公表状況に関する届出書」内の【支援プログラムの公表状況】で公表方法を「②その他（）」を選択された場合は御提出ください。

3 提出期限及び提出方法

令和 7 年 3 月 31 日までに来庁又は郵送のいずれかにより届出書を御提出ください。

※ 多機能型事業所の「支援プログラムの公表状況に関する届出書」は 1 枚で構いませんが、単位分けをしている場合は各単位ごとに届出書を作成の上、御提出ください。

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

※ 封筒に「支援プログラムの公表状況に関する届出書 在中」と記載してください

**※ 郵便料金不足で送られてくるケースが増えています。郵便料金不足の場合、受領できません。不足していた場合、不足分納付のために来庁が必要となりますので、十分に御注意ください。
(令和6年10月1日から郵便料金が変わっています。)**

○持参の場合

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 (川崎市役所本庁舎12階)

※ FAX、メールでの御提出は受付いたしません。

4 留意事項

(1) 減算について

ア 支援プログラムについて、令和7年3月31日までに①支援プログラムの公表と②支援プログラムの公表状況に関する届出書の届出の2条件を満たす必要があります。

イ 上記2条件(アの①及び②)が満たされていない月から解消されるに至った月まで、障害児全員について所定単位数の100分の85の算定となります。

(2) 公表時期について

支援プログラムの公表状況に関する届出書の提出期限については「令和7年3月31日まで」ですが、支援プログラムの公表時期は次のとおりとします。

ア 令和7年3月1日までに指定された事業所は令和7年3月31日までに公表してください。

イ 令和7年4月1日以降に指定を受ける事業所は指定当日から公表してください。

(3) 支援プログラムの作成について

ア 多機能型事業所の場合は、サービス種別毎に支援プログラムの作成が必要です。

イ 「支援プログラムの公表状況に関する届出書」内の【支援プログラムの公表状況】で公表方法を「①インターネット」を選択された場合は「支援プログラム」の提出は不要です。

問合せ先

障害者施設指導課事業者指定担当

電話：044(200)2927

FAX：044(200)3932